

議事日程(第4号)

令和5年3月20日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第1号 嘉飯圏域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結
- 日程第2 議案第2号 町道路線の変更、廃止及び認定
- 日程第3 議案第3号 桂川町犯罪被害者等支援条例の制定
- 日程第4 議案第4号 桂川町個人情報保護法施行条例の制定
- 日程第5 議案第5号 桂川町情報公開条例等の一部を改正する条例の制定
- 日程第6 議案第6号 桂川町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第7 議案第7号 桂川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第8 議案第8号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
- 日程第9 議案第9号 桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第10 議案第10号 桂川町税条例等の一部を改正する条例の制定
- 日程第11 議案第11号 桂川町税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第12 議案第12号 桂川町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第13 議案第13号 桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第14 議案第14号 桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第15 議案第15号 桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第16 議案第16号 桂川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第17 議案第17号 桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第18 議案第19号 令和5年度桂川町一般会計予算
- 日程第19 議案第20号 令和5年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第20 議案第21号 令和5年度桂川町土地取得特別会計予算

- 日程第21 議案第22号 令和5年度桂川町国民健康保険特別会計予算  
日程第22 議案第23号 令和5年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第23 議案第24号 令和5年度桂川町水道事業会計予算  
日程第24 発委第1号 桂川町議会の個人情報保護に関する条例の制定  
日程第25 議案第25号 令和5年度桂川町一般会計補正予算（第1号）  
日程第26 議案第25号 令和5年度桂川町一般会計補正予算（第1号）  
日程第27 意見書案第1号 保育士の配置基準の見直しを求める意見書（案）  
日程第28 請願第1号 桂川町において「子どもファーストの町づくり宣言」の発信とその施策の実施に関する請願
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 嘉飯圏域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結  
日程第2 議案第2号 町道路線の変更、廃止及び認定  
日程第3 議案第3号 桂川町犯罪被害者等支援条例の制定  
日程第4 議案第4号 桂川町個人情報保護法施行条例の制定  
日程第5 議案第5号 桂川町情報公開条例等の一部を改正する条例の制定  
日程第6 議案第6号 桂川町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定  
日程第7 議案第7号 桂川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
日程第8 議案第8号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定  
日程第9 議案第9号 桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定  
日程第10 議案第10号 桂川町税条例等の一部を改正する条例の制定  
日程第11 議案第11号 桂川町税条例の一部を改正する条例の制定  
日程第12 議案第12号 桂川町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定  
日程第13 議案第13号 桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定  
日程第14 議案第14号 桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定  
日程第15 議案第15号 桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定  
日程第16 議案第16号 桂川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定

- 日程第17 議案第17号 桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第18 議案第19号 令和5年度桂川町一般会計予算
- 日程第19 議案第20号 令和5年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第20 議案第21号 令和5年度桂川町土地取得特別会計予算
- 日程第21 議案第22号 令和5年度桂川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第22 議案第23号 令和5年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第23 議案第24号 令和5年度桂川町水道事業会計予算
- 日程第24 発委第1号 桂川町議会の個人情報保護に関する条例の制定
- 日程第25 議案第25号 令和5年度桂川町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第25号 令和5年度桂川町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第27 意見書案第1号 保育士の配置基準の見直しを求める意見書（案）
- 日程第28 請願第1号 桂川町において「子どもファーストの町づくり宣言」の発信とその施策の実施に関する請願

---

出席議員（10名）

1番 林 英明君	2番 下川 康弘君
3番 柴田 正彦君	4番 杉村 明彦君
5番 大塚 和佳君	6番 吉川紀代子君
7番 北原 裕丈君	8番 竹本 慶吉君
9番 原中 政廣君	10番 青柳 久善君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	井上 利一君	副町長 .....	山邊 久長君
教育長 .....	大庭 公正君	総務課長 .....	横山 由枝君

企画財政課長	……………	小平 知仁君	建設事業課長	……………	原中 康君
建設事業課長補佐	………	横山 龍一君	住民課長兼会計管理者	………	北原 義識君
税務課長	……………	秦 俊一君	保険環境課長	……………	永松 俊英君
健康福祉課長	……………	川野 寛明君	産業振興課長	……………	小金丸卓哉君
子育て支援課長	……………	江藤 栄次君	水道課長	……………	山本 博君
学校教育課長	……………	平井登志子君	社会教育課長	……………	原田 紀昭君
王塚装飾古墳館長	………	尾園 晃君	社会教育課長補佐	………	吉貝 英貴君

午前10時00分開議

○議長（林 英明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

追加議案がお手元に配付していますように、発委第1号、議案第25号、意見書案第1号、請願第1号が提案されました。

お諮りします。発委第1号、議案第25号、意見書案第1号、請願第1号は、会議規則第22条の規定によって、日程に追加したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、発委第1号、議案第25号、意見書案第1号、請願第1号は、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

お諮りします。追加上程の発委第1号、意見書案第1号、請願第1号は、会議規則第39条第1項及び第91条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、発委第1号、意見書案第1号、請願第1号は、委員会への付託を省略することに決定しました。

なお、発委第1号、議案第25号、意見書案第1号、請願第1号は、日程第23の次に順次上程いたします。会期中の審査事件として、各常任委員会に付託としておりました事件の審査結果の報告を求めます。

#### 日程第1. 議案第1号

○議長（林 英明君） 議案第1号嘉飯圏域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第1号嘉飯圏域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について、総務経済建設委員会の審査結果を報告します。

本議案は、平成30年3月26日に飯塚市と締結された定住自立圏形成協定の第3条を別表に掲げます連携事業に、体育施設の総合利用を新規に加えることのほか、既定の連携事業について、一部、文言の整理やこれまでの取組の成果を反映した記載に改めるものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号嘉飯圏域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 議案第2号

○議長（林 英明君） 議案第2号町道路線の変更、廃止及び認定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第2号町道路線の変更、廃止及び認定について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

今回、町道路線の変更及び廃止しようとする町道区間については、県道豆田稲築線、道路改良工事土師校区の着手に伴い、福岡県と桂川町が重複して認定しておりました道路区間であり、この区間に関する全ての引継ぎ事項が完了したため、令和5年4月から県道管理が始まることに伴い、町道認定を解除するものです。

また、県道への移管に伴い分団され、引き続き町道管理を行う区間に関しては、山淵・又ヶ鼻

線、飯塚牟田・笹尾線として認定を行うものです。当委員会は現地確認等を行い、当路線の変更、廃止及び認定について、問題ないと判断し、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号町道路線の変更、廃止及び認定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第3号

○議長（林 英明君） 議案第3号桂川町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第3号桂川町犯罪被害者等支援条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、犯罪被害者等が受けた被害を軽減、回復し、生活の再構築を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支えるべく、基本となる事項を条例で定めるため、議会の議決を求められたものであります。

犯罪被害者等が個人として尊重され、町民誰もが安心して暮らすことができる地域社会を実現するために、今後、本条例の運用に当たっては、飯塚警察署及び関係課の間で連携を取りながら、必要な支援を速やかに提供されるよう希望します。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、議案第3号で質疑いたします。

私はこの質疑の内容は、賛成の立場で委員長に質疑をしたいと思います。ラインワークスのほうに内容等は掲載しております。

それで、4条、6条、11条について、委員長に質問したいと思いますが、どちらがよろしい、一括がよろしいですか、それとも4条、6条、11条と分けて質問したほうがよろしいですか。

○議長（林 英明君） 別々にお願いします。

○議員（9番 原中 政廣君） はい。それでは、まず4条。

犯罪被害者等の支援に関する施策は総合的に推進するとありますけれども、総合的というのは、その中で逆にいったら具体的にどのようなものであるかということ委員会の中で審議はされましたか。

○議長（林 英明君） 竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 犯罪被害者の問題についてですが、総合的に推進するとありますけれども、具体的には審査いたしております。

以上です。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） ぜひ、今後は具体的にこういうのは非常に大事な部分があるかと思っておりますので、できましたら具体的に、今後詰めていっていただきたいと考えます。

続きまして、第6条について、委員長に質問をいたします。

文章の一文ですけれども、各班の問題について相談に応じ、関係機関等との連絡とありますけれども、この中で特に、今、言われたように、総合的ということと相談窓口、ここを実際的にはどの課でどのような形の中で、一つはいろんな課に分けることも、全体でやらないいけないのは、私、分かりますけれども、それが各課でやるということになったときに非常に難しい。やはり専門的なそういう専門窓口があるだろうと思っておりますけれども、この点について審査の内容を報告いただいたら助かります。よろしく願いいたします。

○議長（林 英明君） 竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 原中議員のただいまの御質問ですけれども、基本的にはこの提案されております被害者支援条例というものは、現在まで具体的な骨格がなかったことがあります。そういった面から飯塚警察署辺りの御指導がありまして、それからということで、やはりこの条例というのはつくっていったほうがよろしいんじゃないかということから提案されたものでありますから、その点、趣旨を御理解いただいて、また具体的などころまでは至っていないようであります。

以上です。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） 6条については、様々な問題の点から、極端に言いますと、これは私の持論ですけれども、やはり弁護士、それからネット上の問題なんかの犯罪もあると思います。そうしたものには、法務局辺りの削除要請とか、今、福岡県がもうこれ福岡県は3年前ぐらいにできたんだろと思えますけれども、モニタリング、特にこうした問題に対しては、モニタリングを通じて削除要請をしたり、いろんな形をつくっています。

だから、そういう各方面と緊密に連絡をしていただいて、総務委員会としても今後もこれを随時、中身を詰めていっていただきたいと考えます。

次に、11条に行きます。

人材育成の確保と条文にありますけれども、これは人材育成ということになります、全員これは人材育成としてはいろんな研修をされた方がいいと思います。やはりどこか専門性のあるところを特化したところをこういう問題はしっかりやらないと、意外と、汚い言葉を使わせていただきましたら、たらい回しというようなことになりかねません。これは行政と、今、警察、法務局、それからいろんなところがありますけど、これも極端に言ったらたらい回しになる可能性もあるね。

それとか、庁舎内においても、例えば総務課に来たときに、いや、これひまわりの里のほうで処理してくださいとか、例えば保健師の問題ですよとか。これは一つ、なりかねないですね。

だから、そういうようなものに対して、委員会の中でどのような審議がなされたか、お尋ねいたします。

○議長（林 英明君） 竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） この件につきましての御質問の内容から、人材の育成ということですが、これもいろいろと担当の窓口問題やなんかもありますし、誰が担当するかという内容までは、現段階では基本条例をつくるのが先でありまして、そののところまでは至っておりませんが、その内容については、今後、執行部のほうで検討していかれるものと判断しております。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） 分かりました。ぜひしっかり検討していただきたいと思います。

そこで、総合的にこれは横山総務課長のほうから説明があったと思いますけれども、私、ちょっと気になるのは、これは警察署からの要望ということでもあります。要望、指導ということであると思えますけども、こういう福岡県辺りの条例がしっかりできたときに、早めにこういうのがありますよと、総務委員会の中に出して、桂川町としては早くつくりましょうと。

例えば、飯塚市がつくるから、嘉麻市がつくったからということじゃなくして、特に要望、要請があったということは、裏返しを考えてみたら、何か事件があったけど、動いていないということ想像しなきゃだめなんですね。何も無いのに警察が要望、要請、やはりこの筑豊地区においての犯罪率、いろんな報告がありますけれども、そうした中で、でも警察が基本的にこういう要望するという事自体は、条例をつくれということ事態、ちょっとあり得ないことなんですね。そして、今後この例えば被害が起ったと、そうしたときに情報は警察が来ると言われていますけど、皆さんも御存じと思いますが、コロナのときに福岡県辺りから一切なかったじゃないですか。例えば警察がこの情報をやるということになると、これは私の私見ですけども、非常に厳しいと思いますよ。例えば情報が流れたと、どこで聞きましたと、飯塚警察署の何課から聞きましたと。これ個人情報保護法に引っかかりません。そうしたものをいろんな形の中で、やっぱりきちんと総務委員会の中に提供しながら、その中できちっと精査できるような形の、総務課長、非常に能力高いからね。そこら辺のところをしっかりと総務委員会辺りもその情報を流していただきたいと思います。

最後に、総務課長のほうにこの件について聞きたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 御指摘があったところは、十分心にとめて、今後頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） 分かりました。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号桂川町犯罪被害者等支援条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第4号

○議長（林 英明君） 議案第4号桂川町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第4号桂川町個人情報保護法施行条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体の個人情報保護については法律の規定が適用されることとなったため、その施行のために必要な事項を新たに条例で定めるとともに、現行の桂川町個人情報保護条例と、桂川町特定個人情報保護条例を廃止するため、議会の議決を求められたものです。

本条例の制定により、今後も桂川町の個人情報の適切な取扱いが確保され、個人情報が保護されていくことを切望します。

当委員会は審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。

議案4号に対する反対討論を行います。

2021年5月に成立したデジタル関連法案、国や自治体が持つ膨大な個人情報のデータ利活用を成長戦略に位置づけ、外部提供した起業にAI、人工知能で分析させ、企業の利益につなげようとするものであります。

日本共産党は、国会におきましてこの関連法に対し、個人のプライバシー侵害、地方自治の侵害、国民生活への影響、利益誘導、官民癒着の拡大といった多くの問題があるとして反対を表明いたしました。

個人情報保護法制の一元化で、自治体の個人情報保護条例にしばりをかけ、都道府県政令市にオープンデータ化、いわゆる匿名加工情報制度を義務化し、オンライン結合の禁止は認めないとしています。保護の仕組みを切り捨て、個人情報保護を求める住民に応えた自治体独自策を掘り崩すものであります。

また、政府のマイナポータルを入口に、さらに個人情報を集積しようとしており、情報連携に歯止めがかからないことが浮き彫りとなっております。

デジタル庁が整備し、統括、管理する全国的なクラウドの仕組みも、システムの巨大化がさらなる下請けを生み出します。集積した情報は攻撃されやすく、一度漏れた情報は取返しがつきません。さらに強力な権限を持つデジタル庁は、国の省庁にとどまらず、自治体や準公共部門に対しても重点計画、整備方針の策定、予算配分の勧告権を使って口を挟むことができるようになるのです。

こうしたデジタル関連法を受けて、今議会に提案された個人情報保護条例の改廃議案です。今後の見通しは不明であります。今回の法律施行条例は、個人のプライバシー侵害、地方自治の侵害など問題があり、私は反対であることを表明して、反対の討論といたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第4号を採決します。

起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、議案第4号桂川町個人情報保護法施行条例の制定については、可決することに決定しました。

---

### 日程第5. 議案第5号

○議長（林 英明君） 議案第5号桂川町情報公開条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第5号桂川町情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、議案第4号にて桂川町個人情報保護法施行条例を制定するとともに、現行の桂川町個人情報保護条例と桂川町特定個人情報保護条例を廃止することに伴い、関係する4つの条例の条文の整理を行うため、議会の議決を求められたものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。

引き続き、議案5号に対する反対討論を行います。

この議案第5号につきましては、ただいま議案第4号の反対討論を行いました。この議決を前提とした条例の一部改正議案であることから、賛成できないことを述べ、簡単ではありますが反対討論といたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第5号を採決します。

起立により採決いたします。本案は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、議案第5号桂川町情報公開条例等の一部を改正する条例の制定については、可決することに決定しました。

---

## 日程第6. 議案第6号

○議長（林 英明君） 議案第6号桂川町防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第6号桂川町防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、消防団員の処遇改善を推進するため発出された消防長長官通知の非常勤職員消防団員の報酬等の規準に基づき、報酬額等の改定を行うため、議会の議決を求められたものであります。

社会環境が変化していく中でも、消防団の存在は重要であり、引き続き地域防災力の中核として継承されていくために、今回の処遇改善は必要であります。

また、本町の消防は構成市町である飯塚市、嘉麻市の2市1町で構成する飯塚地区消防組合による広域行政であり、2市との連携は不可欠です。今後の消防団の処遇改善についても、2市1町で密に連絡を取りながら、スピード感を持って取り組んでもらうことが必要です。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） 議案第6号桂川町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長のほうに質問をしたいと考えます。

まず、5項目ありますけど、そのうちこれも1項目ごとでよろしいですかね。

○議長（林 英明君） 一つずつお願いします。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは1項目ずつさせていただきます。

まず、今回、報酬額3万6,500円と、これは早くから交付税等にも参入されてあったとお聞きしております。こうした情報提供は、執行部のほうから受けられましたか。

○議長（林 英明君） 竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） ちょうど私自身が、当時、総務委員会に所属していないときのことでありまして、ちょっと私としては確認のしようがありません。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） 今回、この条例変更があったということは、条例変更をする場合は一定の条件の中で条例変更があったわけですね。だから、執行部としても、いやいや、今、金額は3万6,500円上げましたということだけじゃなくして、そこに行きつくための理由、何でもこういうふうになったのかという説明が私は必要。

だから、極端な言い方をしますと、若干、少し遅れ気味じゃないかなという、私は判断していますけれども、そういう旨の質問です。

それは西日本新聞社等に、何回もこの問題だけじゃない、いろんな面でこれ出ているんですね。だから今回の改正も大きくは、今、議場におられる林議長が、一般質問の中でこうした問題があるということで提案された中で、各飯塚市、嘉麻市、桂川町、各総務課が一体となってやってきたという事実はあるわけですから、そこら辺のところもしっかり総務委員会としても抑えていただきたいと思います。

次に、今と一緒になりますけれども、今、2番までちょっと話しましたので、3番目行きたいと思います。

総務委員会の中で、この数値の把握をどのようにされておるかということで、所感であります。私の知り得る範囲では、この交付税措置にできる、消防団員数、これが確か70から80だろうと思います。ひょっとしたら、少し若干数字違うかも分かりません。しかしながら、昨日ちょっと条例のほうを見てみますと、220桂川町あるんですね。もう町長もずっと総務課長されている、十分御存じだと思います。

しかしながら、実働部隊は、今、いろいろ御苦勞をされて、実働部隊は別の問題として、こうした中でこの80から220を引けば、140という数字の差が出てくるんですね。これに対して、桂川町というのは、今、町長のほうから消防団に感謝という形の中、それは当然町民の皆さんもこれを出すことによって、感謝の気持ちがあるから出せるんだろうと思いますけれども、そうした具体的な説明が執行部側からあったのかどうなのか、それについて総務委員会としてどういう回答が出されたのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（林 英明君） 竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 今回、この提案されております対応については、審査をいたしました。

この内容について、あと詳細については担当課長のほうに答弁をお願いしたいと思います、よろしいでしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 今、御質問がありました条例定数220名分が一括で交付税で措置されているわけではなく、残りの分は一般財源ということで、口頭で御説明をさせていただいております。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、今、課長、本来は委員長に聞くべきなんですけどね、ちょっとしつこいようにありますけれども、今、報告はされておるといことなんで、この基本的な総務省基準、桂川町条例の規準、こうした差があるんだと。例えば140万円も桂川町が出すということで、それは私は賛成の立場で、今、やっています。そういう差があるんだということ自体の一つの組織的なね。総務省が220認めてくれて、町の条例も220ですよ。3万6,000円だと5万円でもどんどんいけるわけですね。だから、そこに消防団じゃなくして、行政矛盾が若干あるわけですね。そこら辺のことを提案されましたかということをお聞きしておるんです。いいよる意味分かります。そういうことをちゃんと委員会の中で説明した中で、審査いただいたかということをお聞きしておるんですが、いかがでしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 交付税の人数と本町の条例定数とは差があつて、その差をどう埋めていくかというのは、今後の課題ということで、委員会の中のほうでは出て来ております。

今回の委員会のほうでは、その結論は出ておりませんが、継続して考えていく必要があるのではないかということで、委員会のほうからは御指摘を受けております。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） そういうことであれば、委員長のほうからそういう答弁をいただ

いたら、私もよかったです。これが今度、消防団ですから、しっかり検討していただきたい  
と思います。すみません。

それと最後に、こうした中でこの桂川町の条例を中心にして、消防団に感謝の気持ちを伝えて  
いくということになりますと、若干、今、80の数字との差があります。

こうした中で、これは委員長に聞くべきなんですけれども、非常に政治的判断部分もあると思  
いますので、今、各班の建て替えと、それから消防車の購入等とあります。今後も、今、消防団  
に関しては、今までどおりこの総務省基準、条例規準などで、桂川町の条例を中心にして、差  
を閉じていくんだという考え方が町長におありかどうかお聞きして、質疑を終わりたいと思いま  
す。

申し訳ありません。委員長に聞かないけないんですけど、これちょっと政治的などころになり  
ますから、町長に発言を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ありがとうございます。

先ほどから御指摘のように、消防団は町にとっては本当に重要な組織であります。そういう意  
味からしましても、確かに人数の関係は問題としてはありますけれども、私自身はやっぱり定数  
の人数がそのまま即動けるということではなくて、そのときそのときの状況に応じて出動できる  
人、そうじゃない人も出てきます。そういう意味からしましても、基本的に消防団の活動を支援  
していく、このことは申し上げておきたいと思えますし、ただ今後いろんな課題が出てくるかと  
思えますけれども、そのことについても前向きに取り組んでいきたいと思っております。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） もうできる限り、情報は総務委員会のほう、また文教のほうにも、  
情報をいただければ恐らく議会は、今、反対するんじゃなく、逆に言うたら調整しながら協力し  
ていくような方向性が、私は見えているんですね。だから、ぜひ情報があればいいこと悪いこと  
は別にして、情報提供をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であり

ます。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号桂川町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第7. 議案第7号

○議長（林 英明君） 議案第7号桂川町職員定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第7号桂川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、国家公務員の定年が段階的に引上げられる等の制度が設けられ、国家公務員と同様の措置を講ずるための地方公務員法の一部改正が行われたことに伴い、本条例の一部を改正するため、議会の議決を求められたものであります。

定年年齢の引上げは、少子高齢化が進み、生産年齢が減少していく中、複雑、高度化する行政課題へ適格に対応していくため、能力と意欲のある職員を最大限活用しつつ、次の世代に知識、技術、経験等を継承していくことに寄与するものです。

一方で、60歳以後の状況を踏まえ、働き方に配慮する必要もあることから、対象には丁寧な情報提供及び意思確認を行ってもらうことが重要であります。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号桂川町職員の定年等に関

する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第8. 議案第8号

○議長（林 英明君） 議案第8号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第8号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、地方公務員法の一部を改正に伴い、議案第7号にて桂川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定により、関係する7つの条例の規定の整備を行うため、議会の議決を求められたものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第9. 議案第9号

○議長（林 英明君） 議案第9号桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第9号桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

昨年12月に完成しました町営二反田団地B棟建設に伴い、住居及び駐車場施設を桂川町営住宅条例に追加するものであります。

当委員会は審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10. 議案第10号

○議長（林 英明君） 議案第10号桂川町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第10号桂川町税条例等の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案の主な改正内容は、令和5年度からの税制改正及びキャッシュレス化による利便性の向上、金融機関等の効率化により、督促手数料に関わる納付書については別途納付書を発行することになり、事務負担及び経費を要することから、督促手数料を廃止するものです。

なお、延滞金の徴収や督促状の送付については法的義務のため、継続して実施いたします。

以上のことから、税条例のほか、使用料等を含む4条例を整理し、一括して一部改正するものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。  
これより議案第10号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号桂川町税条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11. 議案第11号

○議長（林 英明君） 議案第11号桂川町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第11号桂川町税条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案の改正内容は、本町の軽自動車税種別割の納期と県税である自動車税種別割の納期が異なるため誤解を生じやすいことから、軽自動車税種別割の納期を自動車税種別割の納期である5月31日に統一し、納税者に分かりやすく整理するものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号桂川町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第12. 議案第12号

○議長（林 英明君） 議案第12号桂川町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するために、法律等の一部を改正する法律の施行により、重度障がい者医療費の居住地特例の対象に介護保険施設等を追加するものです。

当委員会は、審査の結果、全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号桂川町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 議案第13号

○議長（林 英明君） 議案第13号桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行等に伴い、産科医療補償制度掛金を除く本人給付を48万8,000円に引き上げるというものです。

当委員会は、審査の結果、全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14. 議案第14号

○議長（林 英明君） 議案第14号桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案は、保育所における虐待や送迎バスにおける児童置き去り事案を受け、厚生労働省令及び民法が改正されたことに伴い、家庭的保育や小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の地域型保育事業の設備及び運営基準を定める本条例の一部を改正するものです。

今回の改正の主な内容は、施設運営上の安全計画の策定、バス送迎の安全管理の追加規定、また児童虐待防止、体罰等によらない子育ての推進を図る観点から、保育施設等における懲戒に関わる権限条項の削除が行われています。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。次は11時10分から始めます。

午前10時58分休憩

-----  
午前11時10分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。

---

#### 日程第15. 議案第15号

○議長（林 英明君） 議案第15号桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案も14号と同じく、厚生労働省令の改正に伴い、学童保育所の設備及び運営基準を定める条例の一部を改正するものです。

今回の改正の主な内容は、施設運営上の安全計画及び業務継続計画の策定等により、利用児童の安全確保を図るものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であ

ります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16. 議案第16号

○議長（林 英明君） 議案第16号桂川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布を受け、子ども・子育て支援法の改正を行うものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号桂川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17. 議案第17号

○議長（林 英明君） 議案第17号桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 当議案もこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整

備に関する法律の公布を受け、子ども・子育て支援法中、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める第19条第2項が削除されたこと、また、懲戒権の削除が行われたため、それに関する本条例の改正を行うものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。  
これより議案第17号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第18. 議案第19号

○議長（林 英明君） 議案第19号令和5年度桂川町一般会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第19号令和5年度桂川町一般会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

同委員会に関する主なものは、歳入予算では、1款町税において、前年度実績等を考慮し2.6%の増額計上となっております。これは、新築家屋の増加や企業の設備投資に伴う償却資産の増加等による固定資産税の増が主な要因であります。

次に、2款地方譲与税から11款地方交付税につきましては、地方財政計画等を勘案した計上がなされています。

次に、18款寄附金では、ふるさと応援寄附金が前年度同額の1億円で計上されています。これまでの最高額が令和2年度の1億1,126万9,111円となっておりますので、これを上回る取組を期待するものであります。

次に、19款繰入金では、財政調整基金などそれぞれの基金条例の設置目的に沿った計上がなされています。

その他の歳入につきましては、前年度実績等を考慮して計上されております。

一方、歳出予算では、2款総務費において、移住定住奨励事業費や公共放送dボタン広報、マイナンバーカードの普及等に係る経費のほか、新規に町税等のコンビニ・スマホ収納や、地域公共交通計画の策定、ハザードマップの更新に係る経費等の計上がなされています。

次に、3款民生費では、児童手当や国民年金に係る経費、5款労働費では、嘉麻・桂川広域シルバー人材センター関連経費の計上がなされています。

次に、6款農林水産業費では、農林業振興費や水利施設維持改良費等の計上、本年度は県施工の七浦ため池改修に係る負担金が新規計上されています。

次に、7款商工費では、消費者行政経費や創業支援補助等の商工業振興費のほか、桂川駅観光案内所、k e i s e nまちプラザの運営費の計上がなされています。

次に、8款土木費では、道路の維持管理及び新設改良事業費や、町営住宅二反田団地建て替え第3期事業費のほか、新規では、空き家実態調査業務委託料が計上されています。

9款消防費では、飯塚地区消防組合負担金や町消防団に係る経費の計上、本年度は町消防団の処遇改善が反映された増額計上のほか、福岡県女性消防操法大会出場補助金が新規計上されています。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託された案件について原案のとおり全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） 続きまして、柴田委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 当委員会に関する主なものは、歳入では、13款、14款については、過去の実績等に基づいて計上されています。

また、15款国庫支出金や16款県支出金については、それぞれ事業費や補助金、負担率等を積算し、予算計上されています。

歳出では、3款民生費において、障がい者や高齢者、児童など、各分野の福祉向上に係る予算が計上されており、その総額は全体予算の約46%を占めています。特に障がい者自立支援や障がい児通所支援に係る給付費の増額幅が大きくなっています。

また、新規に第9期高齢者福祉計画及び第3期障がい者計画等の策定経費や、私立保育園が実施される延長保育及び一時預かり事業に係る補助金、人権センターの空調設備更新工事などが計上されています。

4款衛生費において、母子保健や各種健診、予防接種等の健康増進、ごみ処理等の生活環境を

保持するための予算が計上されています。

新規では、小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業助成金が計上されています。

なお、小児・AYA世代は、小児は15歳未満、AYA世代は15から39歳を指します。この世代は、就学・就職・結婚・出産・育児と、人生における重要な時期に差しかかっています。この世代に対して新規に在宅療養生活支援事業費助成金が計上されているものです。

次に、5款労働費では、若年者専修学校等技能習得資金貸付事業費、10款教育費では、児童生徒の学力向上に係る予算や、社会教育分野における各事業費、施設管理運営費等が計上されています。

このうち学校給食費については、令和2年度から町のコロナ対策事業で無償化されてきたこと、昨今の物価高騰などを受け、従来の1人当たり月額100円の補助金を500円に増額し、公費負担を拡大させています。

また、新規に嘉飯地域未来の地域リーダー育成プログラム負担金が計上されています。

また、本年度も学校給食共同調理場の施設設備改修費の計上は多額なものになっています。

町有施設全体に言えることですが、存続、廃止、統合を視野に入れた計画的かつ効率的な施設管理が喫緊の課題となっています。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託された案件については原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 3点ありますけど、まずふるさと納税の関係です。

歳入予算が1億円というふうに組んでありますけども、寄附額は2月10日現在で4,067万7,000円とのことでした。令和4年度の実績を考えた場合、この歳入の予算1億円をどのように委員会として考えてあるか、また、歳入不足が出た場合の意見等の協議があったかどうかをお尋ねしたいんですが。

○議長（林 英明君） 竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 大塚議員の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税につきまして、予算の内容についても検討はいたしております。

で、予算とそれから実際の数値、予定が違うのではないかというような御指摘も審議の中で出ました。一応目標と、ふるさと納税というのは特殊な税でありますので、そういう意味から、やはり枠としては大きく設けて、その準備をしていかなければならない。で、返礼品としてはいろいろな業者さんとも折衝しなければなりませんし、そういった関係で数字の差が大きく感じられますけれども、鋭意努力して執行部としてはやっていくと、ふるさと納税について目標とする額へ近づけるように頑張っていきたいという説明でありました。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 目標ということは分かるんですけど、私、行政経験ですけど、4,000万ぐらいだったら1.5倍ぐらい、それと1億円をふるさと納税全額に充ててあるか、そこ確認しておりませんが、今の委員長の回答では、ふるさと納税の関係で1億円歳出もしてあるということですので、そこら辺も加味しながら、今後協議をしていただければと思います。

2点目、AEDの関係ですけど、AEDの関係が毎年60万円組んであります。私とすれば、その必要性というのがちょっとどうかと思っておりますので、委員会のほうでどのような協議をされたか、お尋ねしたいと思います。

○議長（林 英明君） 竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） AEDにつきましては、一応委員会でも審議の内容として出てまいりまして、その設置等については予算が組まれております。それに対して実際に設置をするところというのは、現況のところでは1行政区だけしかないと。で、希望されておるところは何行政区かあるようでありますけれども、それ以後、ちょっと内容的には進展をしていないというふうに報告を受けております。

で、予算は予算としてAEDは取りつけていくほうがよいだろうという執行部のほうの考えもあるようであります。

以上です。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） AEDを置くだけだったらいいんですけど、AEDは研修をしないと、私も何十回も防災担当で消防団とかと一緒にして、そういう経験がありますが、やはり毎年でもしておかないと使い切れないという状況でございますので、各分館がそういうふうであるのであれば、研修をまずしていただくという前提で予算を使っていただくと同時に、そのときの区長さんなりがしてあったとしても、2年か3年で代わられるやないですか。全体的に代わっていくわけです。で、そこら辺をちゃんとしていかないと、置いたばかりとなりますし、10年か15年後には機械がもう耐用年数を過ぎますので、替えないかと。そこで何万円かかると。そこら辺の説明をちゃんとしていただいて、各行政区なりに設置していいですかと確認していただければと思います。

では次、3点目、ゆのうら体験の杜の取組ですが、利用者を見たとき、今、コロナの関係ですと利用者が少なかったというふうなことを理解をしておったんですけども、キャンプサイトの予算は結構上がっておりますけども、施設を使った経緯や毎年係る経費を、900万ですか、企画財政課長が言ってありましたけども、ここから質問ですけども、キャンプサイトを除いたゆの

うら体験の杜の利用者増の取組、また、建設当初の目的である農業の6次化に向けた取組、3点目に、今2つ言いましたけど、議員から提案等があったか。その3点、協議内容等があれば教えてください。

○議長（林 英明君） 竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） ゆのうらの杜の今後の取組ということでございますけれども、令和5年度の当初予算には特に新規事業は計上されておりませんが、ゆのうら体験の杜の空きスペースを活用したキャンプサイトが好評でありますので、これをゆのうら総合キャンプ場に取り入れて、ゆのうら体験の杜を中心に当エリアを一体的に運用する取組を、ゼロ予算あるいは既定の予算の枠内で実施させる旨の説明を受けております。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 私が言いたかったのは、せっかく1億何千万かかけたゆのうら体験の杜です。セカンドスクールを見られたら分かるんですけど、2日間ということですけど、1日はどっか別の施設で、1日はゆのうら体験の杜と。当初の目的と大分変わってきているんじゃないかというふうに私は理解しておりますので、やはり設置目的をして、目的に沿って、特に農業6次化とかいうふうなこともさっきは言ってありましたので、総務委員会でそこら辺はちゃんと協議をしていただきながら、ゆのうら体験の杜を使って当初の目的に沿った取組を御指導していただければと思います。

以上です。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 私は3月9日、予算の説明があったときに質問をしました。その関係で質問をさせていただきます。

L I NETWORKSに載せていましたので、3点上げてました。ゆのうら体験の杜の今後の活用。これは先ほど大塚さんが質問されたので、やめておきます。今後は廃止を含めて検討ください。

2、移住定住者、これは後で説明ください。

それからワンヘルスで、SDGsの観点からの有機農業の推進。この移住定住施策と有機農業の推進について論議をしたのか。されたら、どんな論議があったのか。また、してないなら、なぜしなかったのか教えてください。委員長やないでも、誰でも。

○議長（林 英明君） 竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） お答えいたします。

まず、移住定住施策ですが、本議会の柴田議員の一般質問において、町長、企画財政課長から説明がありました。その内容で取り組まれるものと承知しておりますので、当委員会では改めて議

論は行っておりません。

○議長（林 英明君） 竹本委員長、2問目の回答をお願いします。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） ワンヘルスとSDGsです。質疑としては、ワンヘルス、これは有機農業についてということですけども。

○議長（林 英明君） 暫時休憩。

午前11時36分休憩

-----  
午前11時37分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） では、お答えいたします。

特段、今回の新年度予算審議の中では議論は致しておりませんが、ワンヘルスは、SDGsのような幅広い考え方であり、ワンヘルスを銘打った事業は存じ上げませんが、考え方に沿った取組を紹介します。

1つは、肥料価格高騰対策事業、これは国、県の一環として化学肥料の低減につながる仕組み、土壌診断、それから肥料の適正利用などを推進しております。

2番目には、農協、俗にいうJAですね。JAでは特別栽培米と申しまして、福岡県の推奨をした特別栽培をされている米があります。観光費辺りにはちょっと価格的な内容的なものがありますけれども、余り私も詳しくないので、その点は省略させていただきます。

大切な考え方と認識しており、今後、地域の特徴や実情を踏まえた上で取り組むことが望ましい課題として捉えております。

以上です。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 予算書にないことを何聞きよんかと言われるか分からんけど、新年度予算というのは、本年度こういう施策をしますよと。それに伴ってこの予算が必要ですよという一番根っこの部分だと思っているんです。だから、私は全員で予算書を見ましようとして提起もしました。

何が言いたいかといったら、そんな中ですからここはどうするんだと、今後どうしていくんだとかいうのは、実は僕は移住定住施策、ものすごく大事だと思っているので深堀りをしてほしかったし、そういうことをお願いしていたはずなんです。

もう今からしませんよじゃ困りますので、今後の検討をぜひお願いします。よろしかったら、文教厚生委員と一体となって一緒にやれませんか。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（林 英明君） 竹本委員長。

農業者年金の件について。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 農業者年金の件がありましたですか。

○議長（林 英明君） 暫時休憩。休憩。

午前11時40分休憩

-----  
午前11時41分再開

○議長（林 英明君） では、会議を開きます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） ただいまの件につきましては、担当課長のほうで説明をしていただきたいと思います。

○議長（林 英明君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 今から発言いたしますのは、3月9日に当初予算の質疑でございました大塚議員の農業者年金についてというところで御発言させていただきたいと思います。

まず、現在の加入者は何名なのかというところで、3月9日のときにはお答えできませんでしたので、お答えいたします。

現在の加入者は18名ということでございます。制度の概要について、ここでポイントのみ御紹介いたしますと、加入資格につきましては、20歳から65歳未満、国民年金の1号被保険者、60歳以降は任意加入が必要となっております。

年間60日以上農業に従事というのが加入資格になっておりまして、専業の農業者であれば、容易に加入できる制度でございます。積立方式の年金であり、支払った保険料は、将来、年金給付として戻ってまいります。年金の支給は65歳から選べるんですけども、一生涯受取可能な終身年金であり、死亡一時金制度もございます。

支払った保険料につきましては、全額が社会保険料控除の対象となり、さらには一定の要件を満たせば保険料の補助を受けることができるようになっております。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 一応、私も担当してましたので、そこら辺は分かっておりますけど、これからはお願いします。

認定農業者が役場の資料を見たら15人と、認定新規就農者が4人、あと農業経営体数が216とかありましたので、この方たちに、今、言われたような制度があるということをお知らせ、年に1回でもしていただいて、特に認定農業者とか新規就農者、力を入れて農業に特化してあるから、その方たちには毎年でもこういう制度があると。

特に農業の方は収入がこう幅があると思いますけど、やはり最終的には65歳から年金がもら

えると。要するに国民年金と別にもらえるという制度ですから、これ国の制度ですから、ぜひそこら辺をちゃんと説明して、御理解いただきながら推進をしていただければと思います。

以上です。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子でございます。

19号議案令和5年度一般会計予算に、反対の立場から討論に参加いたします。

この予算書には同和予算3,114万8,000円、マイナンバー関連予算として36万円、西鉄バス補助金として525万4,000円が計上されておりました。

よって、私は反対をいたします。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） 議員必携に基づいて、議事進行に関する発言を求めます。

議長の承認がいるんですけど、よろしいでしょうか。議長がオーケーであれば、私、話ますんで。いいですか。

○議長（林 英明君） どうぞ。

○議員（9番 原中 政廣君） はい。それでは、今、吉川議員のほうから反対討論がありましたけれども、これは文教委員会の中で全員賛成ということで、確認を取っております。そして、委員長報告の中でも全員賛成ですということで、こういう今回初めてじゃないと思うんですけど、今まで気がつきながらやってきたんですけど、ここで議事進行上、しっかり整理する必要があると思います。

例えば、ここで暫時休憩をいただいて、文教委員会で再度確認し、そして、その後、議会運営委員会で今後どのようにするのか、それを整理していただきたいと思います。

今までの関連からいきますと、議員の発言の場所というのは、例えば賛成討論をしておっても反対に向かうようなことはあるかもしれませんが、それはある程度褒められたことじゃないけど、許される範疇だと思います。

しかし、それが繰り返されるようなことがあってもいけませんし、今後の議会運営上、そうしたら方向性は議長の議場整理権を含めて、ここでしっかり、そして例えば文教委員長の修正ができるものは修正でもいいし、修正ができないものであれば、今後、そうしたの、今日ひよっとしたら結論が出られないかもしれません。なぜかと言いますと、いろんな県の議会事務局に聞いたりとか、この中になんていいますね。こういう場合はこうとは。恐らくないと思います。私も大分

使用させていただいて読みましたけど、ないと思います。ないと思いますので、本日は文教委員会と議運の中で、方向性だけきちっと調べていただいて、あとは議会局長が今後の対応をしっかりとさせていただくというようなことで、暫時休憩を求めます。

○議長（林 英明君） 暫時休憩。次は1時から開会します。

午前11時47分休憩

-----  
午後1時00分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。

先ほど吉川議員の反対討論について、この案件は文教厚生委員会では賛成されています。委員会での表決の訂正はできませんが、本会議で覆すことはできなくはないというグレーゾーンです。今後、このようなことがないように注意します。よろしいですか、吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。

○議長（林 英明君） では、ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。（「今んとは賛成討論していいですか、質疑じゃないで討論です」と呼ぶ者あり）討論、どうぞ。

○議員（9番 原中 政廣君） それではですね、令和5年度一般会計補正予算、賛成討論をいたします。

先ほどですね、まず確認しておきたいと思いますが、先ほど吉川議員から反対討論の中でですね、同和対策費3,114万8,000円と報告ありました。この金額、中、精査してみますとですね、職員の給与とか共済費とか学校現場におけるですね、費用、たくさん入っております。

そして、共産党としてですね、問題なのは解放同盟、部落解放同盟に対する700万強の補助金、これに対してですね、反対というのであればですね、それは物の考え方として正しいと思う。正しいということは、意見の違いであると思う。

ところが、今隣保館のですね、改修費、暑かったり寒かったりするのです、今までですね、苦労して、やっとですね、今回、隣保館の空調関係、しっかりできました。それから、地域活動指導員とそれから相談員、こうしたものの中でしっかりとですね、働いてもらっております。本当にですね、職員以上のですね、私は会計年度職員の中でもですね、頑張って、そうしたものをですね、私、目の前で見えますので、しっかり分かります。

そうしたものに対してですね、一括で、今後の反対討論されるときは、解放同盟に対する補助金に対してですね、反対されるのは真っ向からですね、受けて立ちますけれども、何か間違った

ようなですね、反対討論、これはいけないと思います。

そしてですね、もう8年間、こうした賛成討論したくてもできませんでしたので、8年ぶりの討論で、ちょっとだけ時間いただくとしたらですね、解放同盟もですね、私が知る限りですね、少人数学級の編制、それからですね、定数要望、それからですね、ハローワークの採用時の不適切選考に関する問題、各高等専門学校の連携、充実、それからですね、人権講座の派遣、当然ですね、それと桂川町としてできない分、それをきっちりしですね、補完してる。

自信と確信を持ってですね、しっかり運営しておりますので、その点はですね、共産党もですね、きっちり精査していただきたいと思います。共産党の発言に対して、反対討論に対して反対してですね、賛成討論に代えます。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第19号を採決します。

起立により採決いたします。本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、議案第19号令和5年度桂川町一般会計予算については、可決することに決定しました。

---

#### 日程第19. 議案第20号

○議長（林 英明君） 議案第20号令和5年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第20号令和5年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ189万2,000円であります。歳入の主なものは、住宅新築資金等貸付事業収入などの見込計上であります。また、歳出では、一般管理費で事業費や弁護士委託料、競売になった場合の予納金などの計上であります。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号令和5年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第20. 議案第21号

○議長（林 英明君） 議案第21号令和5年度桂川町土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第21号令和5年度桂川町土地取得特別会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果を報告します。

当会計の令和5年度予算において、個別事案に係る土地購入費等の計上はありません。例年どおりの存置科目的な予算計上となっております。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号令和5年度桂川町土地取得特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第21. 議案第22号

○議長（林 英明君） 議案第22号令和5年度桂川町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本会計の歳入歳出予算総額は17億2,506万1,000円で、加入世帯1,947世帯、被保険者3,001名に関する予算です。

予算の規模としては、対前年度比マイナス約1.7%、3,003万3,000円の減額となっています。

歳入の主なものは、国民健康保険税と県支出金です。国民健康保険税は、試算割の廃止と一部税率、税額の見直しや国民健康保険加入者の減少等により2億4,401万2,000円、前年度比2,511万8,000円の減額、桂川町の医療費の支払いや国保の財政安定化のため県から交付される県支出金は、前年度と比べ215万2,000円の増額の13億492万で計上されています。

歳出の主なものは、保険給付費と国民健康保険事業費納付金です。医療費の支払い等で桂川町が負担すべき保険給付費は12億7,745万3,000円で、前年度に比べ3,188万8,000円の減額となっていますが、桂川町国民健康保険特別会計の歳出予算の約75%を占めており、さらなる医療費の適正化が必要です。

県に納付する国民健康保険事業費納付金は、前年度に比べて412万6,000円の増額の3億7,549万6,000円が計上されています。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号令和5年度桂川町国民

健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第22. 議案第23号

○議長（林 英明君） 議案第23号令和5年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本会計の歳入歳出予算総額は2億3,854万7,000円で、被保険者2,251名に関する予算です。

予算の規模としては、対前年度比約8.1%増、1,778万3,000円の増額となっています。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の1億5,341万9,000円と広域連合等に関する事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金の8,232万5,000円です。

歳出の主なものは、広域連合への納付金の2億2,695万円です。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号令和5年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第23. 議案第24号

○議長（林 英明君） 議案第24号令和5年度桂川町水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第24号令和5年度桂川町水道事業会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果を報告します。

第2条では、業務予定量を定めています。令和5年度の給水戸数は5,931戸、年間有収水量は127万3,808m<sup>3</sup>、1日平均有水量は3,490m<sup>3</sup>を予定しています。

当初予算の第3条では、経営活動に伴う収益及び費用を定めています。収益的収入及び支出の収入においては、水道料金などの収入総額2億1,755万5,000円を予定しています。現年度当初予算比率で813万7,000円の減額です。主な要因は、給水人口の減少や業務用の使用水量の減少見込みに伴う料金収入の減収によるものです。

また、人件費、動力費、薬品費、修繕費、水質検査手数料、工事請負費用等の支出総額としては2億3,170万8,000円を予定しています。現年度当初予算比較では931万6,000円の増額です。主な要因は、浄水施設の電気料金や薬品費、配水池の点検、清掃等の委託料等の増額によるものです。新年度予算は、支出が収入を上回っている状態です。

次に、第4条では、工事請負費や機械装置購入費などを定めています。資本的収入及び支出予算の収入においては、今年度予定はなく、支出総額は3,127万4,000円を予定しています。現年度比較、3,078万2,000円の減額です。主な要因は、現年度において原水や浄水状況等を常時監視、観測できるシステムの設置経費を計上していたことによるものです。

収入が支出に対して不足している額3,127万4,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金3,011万8,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額115万6,000円で補填するものです。

なお、今後の安定した事業運営のため、収支状況を検証していくとともに、支出削減に努め、運営の安定化に努めていただくよう切に要望します。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 種因寺横のですね、配水池の耐用年数があと2年で来るということで、私、一般質問させていただきましたけども、耐用年数が切れる前にですね、新年度予算計上されていませんし、補正予算も考えないというふうなことでしたので、委員会としてどういふふうな御意見が出たかちゅうのをちょっとお教えいただければと思います。

○議長（林 英明君） 竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 答弁については、内容的に詳しい担当課長のほうに譲りたいと思います。よろしく。

○議長（林 英明君） 下川君。

○議員（2番 下川 康弘君） 今大塚議員から、どんな内容の討論したかという話だったんですね、この種因寺の件は、大塚議員も毎回言われています。私ももう10年ぐらい前から、この件をずっと触れてたんで、今回ですね、水道会計がマイナス予算になっています。収入と歳出比べたら、歳出のほうが多いわけですね。それは電気代とか薬品代が上がってる。そういうのはもう聞けばですね、ああ、そうかと。ただし、マイナス予算でおかしくないかというのが私の考えだったんです。

それで、その中にはですね、歳入、お金が足りんから、今までたまっとったやつを入れてくる。そうするとじゃあ、建設予定の金がありますね、種因寺の上とか、あの辺が3億ぐらいあるんですが、この件が全然触れてないんで、そのこともやっぱ考えられないかんちゃんないというのは出しています。

その中で最終的には料金を改定するなり、何かして歳入と歳出のバランスを考えて、残すお金のことも考えて、これも検討課題として上げてくださいというのはですね、委員会を出していますし、山本課長のほうにもお願いしています。

以上です。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今の回答では、種因寺横の配水池についてはですね、計画をしていただきたいと、総務委員会の要望もあると理解させていただきます。

またあと一つですね、浄水場の今後の取組と広域化ということも御検討いただいたかなということで、ちょっと検討いただいているのであればお知らせいただきたいし、なければなしということで結構でございます。

○議長（林 英明君） 下川君。

○議員（2番 下川 康弘君） 2番目もですね、議論しました。それで、ただですね、聞いた中では、まだそこまで、県からの指導があつてやっているということで、そこまで深く入り込んではないと、話としてですね。

ただし、浄水場をですね、やり換えるとしたら幾らかかるんだと。それは七、八年ぐらい前に1回、試算されたというのを聞いてたんで、その資料を次の委員会までに提出してもらえるように、幾らぐらいかかるというのはですね、分かるようお願いしております。

○議長（林 英明君） よろしいですか。

○議員（5番 大塚 和佳君） はい。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号令和5年度桂川町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第24. 発委第1号

○議長（林 英明君） 発委第1号桂川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。青柳議会運営委員長。

○議会運営委員長（青柳 久善君） 発委第1号桂川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、桂川町議会会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

令和5年3月20日、提出者、議会運営委員会委員長青柳久善、賛成者、議会運営委員会副委員長大塚和佳、同じく委員竹本慶吉、同じく委員柴田正彦。

理由は、個人情報の保護に関する法令の一部改正に伴い、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的に、新たに条例を制定する必要性が生じたので、この条例案を提出するものであります。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの委員長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発委第1号を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、発委第1号桂川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第25. 議案第25号

○議長（林 英明君） 議案第25号令和5年度桂川町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 追加議案書23ページ、議案第25号令和5年度桂川町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

本議案は、令和5年度一般会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内のファイル⑩令和5年度一般会計同時補正予算書（第1号）で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,907万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億7,276万9,000円に定めようとするものでございます。

7ページをお開きください。

歳入予算について御説明いたします。

15款1項2目衛生費国庫負担金3,856万3,000円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の追加計上。次に8ページ、2項1目総務費国庫補助金75万2,000円の追加は、マイナポイント事業費国庫補助金の追加計上。3目衛生費国庫補助金1,976万4,000円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の追加計上でございます。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

9ページをお開きください。

2款総務費1項9目電算管理費75万2,000円の追加は、マイナポイントの申請期限が令和5年2月末から5月末に延長されることを受けまして、マイナポイント支援受付会場を延長して設置する必要が生じたので、これに係る短時間勤務会計年度任用職員等人件費を追加計上しております。

次に、10ページ、4款衛生費1項2目予防費5,832万7,000円の追加は、新型コロナウイルスのワクチン接種につきまして、まず高齢者等を対象に5月から開始する旨の国の方針を受けまして、その個別接種や集団接種等に係る経費を追加計上しております。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第25号は、会期中、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託いたします。

議案第25号を常任委員会で審議するため、暫時休憩いたします。

午後1時29分休憩

-----  
午後1時46分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。

#### 日程第26. 議案第25号

○議長（林 英明君） 議案第25号令和5年度桂川町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第25号令和5年度桂川町一般会計補正予算（第1号）について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

当委員会に関するものは、歳入予算では、15款国庫支出金において、マイナポイント事業費国庫補助金が追加計上されています。

歳出予算では、2款総務費において、庁舎1階に設置されているマイナポイント支援受付会場の期間延長に伴い、ここに配属される短時間勤務会計年度任用職員等の人件費が追加計上されています。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） 続きまして、柴田委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 当委員会に関するものは、新型コロナウイルスワクチンの個別接種、集団接種に係る予算についてです。全て国費での負担、つまり本町の負担なしで計上されています。令和5年5月から、まず高齢者から開始される予定です。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託された案件については、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。議案25号令和5年度一般会計補正予算（1号）に反対の立場から討論に参加いたします。

この議案書には、マイナポイント2か月延長に伴う75万2,000円が計上されております。よって、私は反対をいたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第25号を採決します。

起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、議案第25号令和5年度桂川町一般会計補正予算（第1号）については、可決することに決定しました。

---

## 日程第27. 意見書案第1号

○議長（林 英明君） 意見書案第1号保育士の配置基準の見直しを求める意見書（案）についてを議題といたします。

本案について、提出議員の説明を求めます。大塚和佳君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 意見書案第1号保育士の配置基準の見直しを求める意見書（案）について、上記意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和5年3月20日、提出者、桂川町議会議員大塚和佳、賛成者、桂川町議会原中政廣議員、同じく柴田正彦議員です。

理由は、別紙意見書（案）のとおりであります。よって、意見書（案）を朗読し、提案に代えさせていただきます。

保育士の配置基準の見直しを求める意見書（案）

急速な少子化が進む中、安心して子どもを生み育てることのできる社会を実現するためには、子どもの健やかな成長を支える質の高い保育サービスの提供と保育の担い手の確保が重要です。

現在、保育現場では、日々、未来を担う子どもの健やかな育ちを願い、それぞれの保育士が懸命に取り組んでいます。また、通常業務に加え、新型コロナウイルス感染症予防に努めるべく、

保育現場では徹底した衛生管理を行っており、こうした業務も常態化しています。

このように、保育士は過重な労働環境に置かれており、精神的・肉体的な負担が大きくなって  
いるため、早期離職者や、保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない者も多く、  
保育士の確保と定着が喫緊の課題となっています。

こうした中、国は保育士の配置基準を長年見直しされておらず、多様な保育ニーズに対応でき  
ていない状況にあります。

コロナ禍において、今まで以上に保育士が子どもや保護者と丁寧に関わることが求められてお  
り、業務が多忙化する中で、保育サービスの担い手を確保するためにも、保育士の配置基準の見  
直しを行う必要があります。

よって、国会及び政府におかれましては、保育士の配置基準を見直すとともに、必要な財源を  
十分に確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月20日、福岡県桂川町議会。

提出者、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、総務大臣殿、財務大臣殿、厚生労働  
大臣殿宛てです。

以上、説明を終わります。賛成していただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第1号を採決いたします。

お諮りします。本案を採択し、意見書を提出することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号保育士の配置基準の  
見直しを求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

なお、意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大  
臣宛てに提出いたします。

---

## 日程第28. 請願第1号

○議長（林 英明君） 請願第1号桂川町において「子どもファーストの町づくり宣言」の発信

とその施策の実施に関する請願を議題といたします。

本件について、紹介議員の趣旨説明を求めます。竹本慶吉君。

○議員（8番 竹本 慶吉君） 請願に際しまして、請願書を朗読して提案に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

請願書、桂川町議会議長林英明様、請願者、福岡県嘉穂郡桂川町吉隈12の43、三宅怜、紹介議員竹本慶吉。

桂川町において「子どもファーストの町づくり宣言」の発信とその施策の実施に関する請願。

請願の事由。桂川町の人口減少対策と子供たちが抱える困難に対処する取組として、以下2点を請願します。

（1）「子どもファーストの町づくり宣言」の発信。

（2）その施策として、①学校給食の段階的な無償化、②子ども食堂の支援、③学校・保育所の給食の地産地消化の推進、④学校・保育所の給食のオーガニック化の推進の策定と実施。

請願の事由。1、人口減少による桂川町の存亡の危機を回避するために、子育て世代の定住と転入の促進、出生率の向上を進める強力な取組が求められています。

昨年、2021年3月、桂川町議会は第2期桂川町ひと・しごと創生総合戦略（以下総合戦略と略す）を全会一致で採択されました。

総合戦略では、桂川町人口ビジョン（令和3年改訂版）を踏まえて、桂川町の抱える最大の課題は人口減少対策であると記されています。

要約すれば、次のとおりです。人口の推移は2000年の1万4,760人をピークに減少し、このままでは2060年には7,966人にほぼ半減し、町の存続が危ぶまれる時代に陥る。町の存亡の危機を回避するために、2060年に1万387人以上の人口を確保することを目指す。5年間で出生率を1.49から1.68に増やし、転出超過の状態をプラス350人に改善する。

この目標の実現は、出生率が全国的にも長年減少傾向にあること、この5年間も転出超過を止められずにきたことなどを考えれば、並大抵の努力ではかなわないことだと思われま

す。振り返ると、2016年に第1期桂川町ひと・しごと創生総合戦略が策定され、基本目標の定住促進、教育、産業、王塚の4つのプロジェクトの取組に大きな努力が注がれてきました。

その検証を踏まえて、第2期の総合戦略でも、この4つのプロジェクトを継続することが定められています。第1期の策定時から5年が経過し、人口減少対策の必要性がより鮮明になり、また、取り組むべき課題も上記のとおり、子育て世代の定住と転入の促進、出生率の向上とより明確に確認されるに至っています。

4つのプロジェクトを継続、強化するとともに、それを貫き、つなぐ子育て世代の定住と転入の促進、出生率の向上を目指す、新たな取組の開始を請願します。

新たな取組の名称は子どもファーストの町づくりです。「子どもファーストの町づくり宣言」の発信を請願します。

2、子どもファーストの町づくりの施策の策定とその実施を請願します。

日本の子供たちは大きな困難を抱えています。その困難の主な2つは、次のとおりです。

日本の子供、1歳から17歳の貧困率は世界的にも非常に高い様子です。子供たちにアレルギーやADHD、自閉症などの発達障がいが増え続けています。子供たちの困難な様子と全国の自治体での取組の様子は、別紙の資料を参照してください。

この子供たちの困難を改善するための施策として、以下の4点の実施を請願します。

①学校給食の段階的な無償化、独り親家庭と第3子以上がいる家庭の子供たち全員の無償化を実施し、全員の無償化を目指す。

②子ども食堂の支援、町内での数か所の開催に向け、施設の貸与に加え、財政的支援を開始する。

③学校・保育所の給食の地産地消化の推進。提携先のとれたて村出荷協議会の生産者の増員強化とともに、町内の青果納入業者が困らない仕組みをつくり、抜本的に強化する。

④学校・保育所の給食のオーガニック化の推進。千葉県いすみ市に倣い、町長の学校給食の有機米宣言を発していただき、直ちに町内の減農薬米の供給を再開する。並行して、野菜のオーガニック化を推進する。

子供たちが抱える困難の責任は、子供たちにはありません。社会の責任であり、大人の責任です。「子どもファーストの町づくり宣言」を発して、子供たちが抱える困難に取り組んでいただきたいと切に願います。

日本中の子供たちが抱える困難に、桂川町が可能な限り取組を真剣に開始するとき、現在はこのような困難に直面していない町民にとっても、大きな安心をもたらすことになり、また、桂川町が町民の誇りになると思います。

この施策の実施に必要な財源は、飯塚市に倣って、ふるさと納税の大幅な増額を実現して充てることが考えられます。そのために、町民の賛同を得、町外にアピールするための広報と宣伝の強化が必要と思います。

子どもファーストの町桂川、子や孫、そして産まれてくる子供たちが健やかに成長できる町などの垂れ幕を町の庁舎に掲げ、桂川駅に大きな看板を出し、ふるさと納税の広告、案内にも上記を掲げることが考えられます。

なお、学校・保育所の給食の地産地消化と学校・保育所の給食のオーガニック化は、町内の農家の元気と勇気を奮い立たせ、総合戦略でうたわれている産業プロジェクトを推進する意味を持ちます。すなわち、農業の活性化を促し、緑豊かで安全な野菜と米に恵まれた町、桂川の町づく

りに資することになります。

以上、添付資料を添えておりますので、御一読の上、御採択賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。下川君。

○議員（2番 下川 康弘君） ちょっと質問したいんですが、請願に関してはですね、全然反対するものでもなし、いいことだなと思います。ただ、4番目に書いてあるですね、給食のオーガニック化の推進とあるんですね。これ竹本委員長、農家もされてありますんで、オーガニック化って、すごく難しくないのかなと思ひながら、ちょっと質問させてください。

○議長（林 英明君） 竹本委員長。

○議員（8番 竹本 慶吉君） 農業者であります私にとりましてはあれですが、これは現在、この筑豊地区に限らず、福岡県産米という品種というか、米づくりを推奨されております。JAが中心になってやっておるんですが、やはりできるだけ減農薬、そして化学肥料の減少ということを目的として、昔から使われております有機農薬ですね。堆肥とか、そういうものを活用した形で、既に県産米という、県の認証米という形で、農協あたりも在庫しておるようでございます。

この面積が拡大されると同時に、併せて問題になっているのが現在の農家の肥料代の高騰化であります。これに従って、肥料代を安く下げなければ、米価の今の販売金額では追いつかないということが言われまして、昨年ぐらいから既に堆肥、鶏ふんとか牛ふんとか、これを生のままで使うのではなくして、堆肥をある程度、寝かせる形で、そういう形で使っていくという農家が増えとるようであります。そういう状況にありますから、できるだけ要望に沿う分については、十分に対応できるのではないかなというふうに思います。

○議長（林 英明君） ほかに。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 共産党の吉川でございます。この請願に出されております請願の事由として、大きく2点上げておられます。

第1に、「子どもファーストの町づくり宣言」の発信と要求されておりますけれど、この発信、町づくり宣言の発信のことを上げられた、その理由。

さらに2番目に、その施策として、具体的に4項目上げられております。先ほど、今下川さんがおっしゃったように、私もオーガニック化とはどんなものかなと思ってたんですけど、4点ほど上げておられますので、学校給食の段階的な無償化、子ども食堂の支援、学校・保育所の給食の地産地消化の推進、それから学校・保育所の給食のオーガニック化の推進。オーガニック化というのは、今下川さんの質問で答えられたように、ちょっと私の理解度では、化学肥料を使わない有機農業の推進というふうに理解しました。

だから、まずこの3点、最初の3点だけですね、具体的に、なぜこれを上げたか、段階的な学

校給食の無償化、子ども食堂の支援、それから学校・保育所、この3点を具体的に、簡単でいいですから教えてください。

○議長（林 英明君） 竹本君。

○議員（8番 竹本 慶吉君） 吉川議員の御質問にお答えします。

まず、簡単に申し上げれば、目標とするのは、子どもファーストの町づくりというのが一つの目標ですね。

2番目にも上げておりますように、そのことの実施を目指す施策として、①学校給食の段階的な無償化、それから②子ども食堂の支援、それから③に学校・保育所の給食の地産地消化の推進、④に学校・保育所の給食のオーガニック化、これは先ほども出ています無農薬、無公害の肥料と、薬品というようなものが表現されるんですけども、そういうもので進めていただきたいということで、この中の4つの項目については、それぞれの具体的な施策についてを説明しているということであります。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 私の理解度とちょっとニュアンスが違っているように思いますが、私はこれを読んだときにですね、私はよく一般質問で申し上げておりますように、学校給食費の無償化というのはですね、子どもの貧困化と、そういうことが根っこにあるということで、私は再三要求をしております。

しかし、ここですね、あと一つ、子ども食堂の支援というのが書いてあります。これはある団体からですね、私にも入ってくれというふうに来ました。そのときに私は、多分食べられない子供たちがいる。だから、その子供たちをですね、やはり支援しようと、そういうふうになっている。ということは1番と2番目は、子どもの貧困化、これが問題だと思うんです。

それから、3番目と4番目に関しましては、地産地消、確かに外国から入ってきたものには、多くの化学肥料でつくられた野菜、そして輸入するときにはいろんな防カビ剤とか、いろんな薬が振りかけられております。それで、やはり子供が危険だと。それで、まずどうしたらいいか。そしたら学校給食費をですね、やはり地産地消で無農薬のね、そういう野菜を食べさせられるようにすべきではないかというような、そういう講演会にも私は行ってまいりました。

同じように、学校・保育所の給食のオーガニック化、先ほども同じようなこと言われましたですね。肥料を化学肥料を使わないと。だから、1番目と2番目は同じ目標、3番目と4番目はまた、だから2つに分けられていると思ったんです。

それで、桂川町として子供たちがこういう危険な状態に置かれているから、こういうものをスローガンとして、ここに書いてあるけど、子供たちを守ろうと、そして未来の子供たちが安心して安全な食物を食べて、そしてその命を、大切な命をですね、危険にさらすことのないように、み

んなで声を上げていこうではないかというふうに思っておりましたもので、多分私はこれで竹本さんと意見を一にすると、そういうことでもう少しちょっと詳しくと思いました。

ちょっとニュアンスは違いますけれど、目的は同じだと思います。賛成の方向でちょっと質問させていただきました。

以上です。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 先ほどから僕は移住・定住化を取り組み、以前から保育・教育の大切さを言ってきました。そういう意味では、この施策は僕の考えにも非常につながるところです。

多分ですね、今後このような方向で進んでいくと思うし、進まなくてはこの町、この国はおかしくなると思うし、この町もおかしくなると思っています。

例えば無償化もそういう方向に、子供が大事ならそこ行くしかないだろうし、例えば無農薬とかいうのは、韓国のソウル市では給食は無農薬野菜、それを使うようになっていっています。そんな動きは当然日本でもあっているし、朝のニュースでもあっていました。

そこで無農薬で作った野菜を学校給食にして、余ったのをその町の特産として売り出していくということが、あちらこちらで今行われいますので、僕はこの流れとしては非常に大事だなと思っています。ぜひともですね、この取組は広げていけたらと思いますので、私は賛成です。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

お諮りします。本件を採択し、採択した請願書を地方自治法第125条の規定により、桂川町代表者、桂川町長に送付することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号桂川町において「子どもファーストの町づくり宣言」の発信とその施策の実施に関する請願は採択し、採択した請願書を地方自治法第125条の規定により、桂川町代表者、桂川町長に送付することに決定しました。

---

○議長（林 英明君） 以上で、本定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。よって、

令和5年第1回桂川町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後2時14分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

令和 年 月 日

署名議員

令和 年 月 日

署名議員